

第 1 2 3 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6
0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 3 項中「第 6 条の 2」を「第 7 条」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 7 5」に改め、
同項ただし書中「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改め、同
条第 3 項中「1 0 0 分の 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 7 5」に、「1 0 0 分
の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改める。

付則第 5 条中「平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 3 条第 2 項
の規定の適用については」を「第 1 3 条第 2 項の規定の適用については、
当分の間」に、「1 0 0 分の 1 3」を「1 0 0 分の 1 4 . 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第6条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	303,700
	2	145,500	161,000	306,900
	3	147,000	163,000	310,200
	4	148,500	165,000	313,400
	5	150,000	166,900	316,700
	6	151,600	169,100	319,900
	7	153,300	171,300	323,100
	8	155,100	173,400	326,300
	9	156,900	175,700	329,400
	10	158,700	178,400	331,900
	11	160,500	181,000	334,300
	12	162,500	183,700	336,800
	13	164,500	186,400	339,300
	14	166,500	187,900	341,700
	15	168,700	189,600	344,200
	16	170,900	191,300	346,700
	17	173,100	193,000	349,100
	18	175,500	194,600	351,600
	19	178,000	196,300	354,100
	20	180,400	198,000	356,400
	21	182,800	199,700	358,800
	22	184,400	201,500	361,000
	23	186,000	203,200	363,000
	24	187,500	205,000	365,100
	25	189,100	206,800	367,200
	26	190,700	208,700	369,300
	27	192,300	210,500	371,300
	28	193,900	212,500	373,300
	29	195,400	214,500	375,300
	30	197,000	217,000	377,300
	31	198,600	219,700	379,100
	32	200,200	222,400	381,000

33	201,700	225,000	382,900
34	203,300	227,700	384,800
35	204,900	230,500	386,600
36	206,600	233,200	388,500
37	208,300	236,000	390,400
38	209,900	238,700	392,300
39	211,600	241,600	394,000
40	213,300	244,500	395,800
41	215,000	247,300	397,600
42	216,600	250,200	399,400
43	218,400	253,100	401,100
44	220,200	256,100	402,900
45	222,000	259,100	404,600
46	223,700	262,100	406,300
47	225,500	265,200	407,900
48	227,300	268,200	409,600
49	229,100	271,300	411,200
50	230,900	274,400	412,800
51	232,500	277,400	414,300
52	234,200	280,600	415,900
53	235,900	283,700	417,500
54	237,600	286,900	419,100
55	239,200	290,100	420,600
56	240,800	293,400	422,000
57	242,400	296,700	423,500
58	244,000	299,900	425,000
59	245,600	303,100	426,500
60	247,100	306,200	428,000
61	248,700	309,400	429,300
62	250,300	312,500	430,700
63	251,900	315,600	432,100
64	253,400	318,700	433,500
65	255,000	321,700	434,800
66	256,600	324,200	436,000
67	258,100	326,600	437,100
68	259,600	329,000	438,300

再任用職員以外の職員

69	261,000	331,400	439,500
70	262,400	333,700	440,500
71	263,800	336,100	441,500
72	265,200	338,500	442,500
73	266,600	340,900	443,400
74	267,800	343,200	444,200
75	269,100	345,600	445,100
76	270,300	348,000	445,900
77	271,500	350,200	446,700
78	272,700	352,300	447,500
79	273,800	354,400	448,300
80	274,900	356,300	449,100
81	275,900	358,300	449,800
82	277,000	360,300	450,500
83	278,100	362,300	451,100
84	279,200	364,100	451,800
85	280,200	366,000	452,500
86	281,200	367,900	453,200
87	282,200	369,800	453,900
88	283,000	371,600	454,600
89	283,900	373,400	455,300
90	284,800	375,100	456,000
91	285,600	376,800	456,700
92	286,400	378,400	457,400
93	287,200	380,000	458,100
94	287,900	381,600	458,700
95	288,600	383,200	459,400
96	289,300	384,700	460,100
97	289,900	386,100	460,800
98	290,600	387,400	461,500
99	291,300	388,700	462,200
100	292,000	390,000	462,900
101	292,600	391,300	463,600
102	293,200	392,500	464,300
103	293,800	393,800	465,000
104	294,400	395,000	465,600

105	295,000	396,200	466,300
106	295,500	397,400	466,900
107	296,000	398,600	467,500
108	296,400	399,700	468,100
109	296,800	400,900	468,700
110	297,100	402,100	
111	297,500	403,200	
112	297,900	404,300	
113	298,300	405,400	
114	298,700	406,500	
115	299,100	407,500	
116	299,500	408,600	
117	299,900	409,600	
118	300,300	410,600	
119	300,700	411,600	
120	301,100	412,600	
121	301,500	413,600	
122	301,900	414,500	
123	302,300	415,500	
124	302,700	416,500	
125	303,100	417,500	
126		418,400	
127		419,300	
128		420,200	
129		421,000	
130		421,700	
131		422,500	
132		423,200	
133		423,900	
134		424,600	
135		425,200	
136		425,800	
137		426,400	
138		427,000	
139		427,600	
140		428,200	

141		428,800	
142		429,300	
143		429,900	
144		430,400	
145		430,900	
146		431,400	
147		431,900	
148		432,400	
149		432,900	
150		433,400	
151		433,900	
152		434,400	
153		434,900	
154		435,400	
155		435,900	
156		436,300	
157		436,800	
158		437,300	
159		437,800	
160		438,300	
161		438,800	
162		439,300	
163		439,800	
164		440,300	
165		440,800	
166		441,300	
167		441,800	
168		442,300	
169		442,800	
170		443,300	
171		443,700	
172		444,200	
173		444,700	
174		445,200	
175		445,700	
176		446,200	
177		446,700	
再任用 職員	222,100	275,800	341,300

備考

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第24条第3項の改正規定及び付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 3 この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第30条第1項及び第2項の規定の適用（同条第3項に規定する再任用職員に係る適用を除く。）については、平成20年3月31日までの間、同条第1項中「6月1日」とあるのは「3月1日、6月1日」と、同条第2項中「100分の75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の5、6月及び12月に支給する場合においては100分の75」と、同項ただし書中「100分の95」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の5、6月及び12月に支給する場合においては100分の95」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年足立区条例第74号）の一部を次のように改正する。

付則第1項中「（以下「施行日」という。）」を削り、付則第2項を削り、付則第3項中「施行日前」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前」に、「人事委員会が」を「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が」に改め、同項を付則第2項とし、付則第4項の見出し中「平成23年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項中「人事委員会が定める給料月額を」を「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年足立区条例第15号）付則第5項及び第6項の規定により人事委員会が定める給料月額を」に、「平成23年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項を付則第3項とし、付則中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。